収 和 和 田

土地売買契約書(案)

大 『反 市 (以下「甲」という。)と (落札者) (以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(売買土地)

第1条 甲は、末尾記載の土地(以下「本件土地」という。)を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、本件土地の所在及び地積を確認して甲から買い受ける。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 (落札金額) 円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として、

金 「売買代金の1割以上の金額(入札保証金を充当)」 円を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、入札保証金より充当するものとする。
- 3 第1項に定める契約保証金は、損害賠償の予定とは解釈しない。
- 4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、乙の請求により 第1項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、甲は、第1項に定め る契約保証金を売買代金残額に充当することができる。
- 5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

(代金の支払)

- 第4条 乙は、本契約締結後、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに、甲の発行する納入通知書により売買代金全額を甲に支払わなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に定める義務を履行しないときは、前条第1項に定める 契約保証金を甲に帰属させることができる。

(所有権の移転及び引渡し)

第5条 本件土地の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時、乙に移転

する。

2 前項の定めにより、所有権が乙に移転した時に、本件土地の引渡しがあったものとする。

(所有権移転登記)

- 第6条 所有権移転登記に関する手続は、甲が行う。
- 2 乙は、登録免許税を負担しなければならない。
- 3 乙は、本契約締結と同時に、甲の指示する所有権移転登記に必要な書類 を、甲に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、民法第562条第1項本文、第563条第2項及び第565条の定め にかかわらず、本件土地の種類、品質(地中障害物、土壌汚染等を含む)、 数量(末尾記載の地積等の記載を含む)その他が本契約の内容に適合しな い場合でも、その一切の責任を負わない。ただし、乙が消費者契約法(平 成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、 第5条第2項に定める引渡しの日から2年間は、この限りでない。

(使用禁止)

第8条 乙は、売買代金の支払を完了するまでは、本件土地を使用することができない。

(禁止用涂)

- 第9条 乙は、本契約締結の日から5年を経過する日までの期間(以下「指定期間」という。)、本件土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。
- 2 乙は、本件土地について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会 的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に 反する用に供してはならない。
- 3 乙は、本件土地を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供 してはならない。

(実地調査等)

- 第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。 (契約解除)
- 第11条 甲は、乙が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪 市条例10号。以下「暴力団排除条例」という。)第8条第1項第6号に基 づき、乙が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契 約を直ちに解除する。

(転売制限等)

- 第12条 乙は、本件土地の所有権を前条第2項に該当する者に移転し、又は 権利を設定してはならない。
- 2 乙は、第三者に所有権を移転し、又は権利(抵当権を除く。)を設定する場合には、前項、第9条、第10条、第13条及び第14条の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。 (違約金)
- 第13条 乙は、第9条及び前条に定める義務に違反したときは、それぞれ第 2条に定める売買代金の100分の30に相当する金額(円未満切捨て)、ま た第10条に定める義務に違反したときは第2条に定める売買代金の100分 の10に相当する金額(円未満切捨て)を違約金として、甲の指定する期間 内に甲に支払わなければならない。
- 2 第11条第2項の定めにより契約が解除された場合においては、乙は、 第2条に定める売買代金の100分の30に相当する金額(円未満切捨て)を 違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
- 3 前 2 項が重複した場合、違約金は第 2 条に定める売買代金の100分の30 に相当する金額(円未満切捨て)とする。
- 4 前3項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。 (買戻特約及び特約の登記)
- 第14条 甲は、乙又は第12条第2項に定める第三者が第9条の定めに違反し

た場合には、本件土地の買戻しをすることができるものとする。

- 2 前項に定める買戻しをできる期間は、第9条第1項に定める指定期間と する。
- 3 乙は、前項の定めに基づく買戻特約の登記をする場合には、これに同意 するものとし、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、乙が建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第1 条に規定する建物を建設し、不動産登記法(平成16年法律第123号)第44 条第1項第9号に規定する敷地権たる旨の登記をする場合、又は分譲等に 伴い分筆の必要が生じた場合には、本契約に定める義務が履行されている 限りにおいて、前項の登記を抹消することに同意する。
- 5 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における本件土地 の所有者の負担とする。

(買戻権の行使)

- 第15条 甲が、前条に定める買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。
 - (1) 買戻代金は、本件土地の売買に伴い乙が支払った売買代金より、第13 条に定める違約金を差し引いた額とする。ただし、当該代金には利息を 付さないものとする。
 - (2) 乙が本契約締結のために支出した費用及び本件土地に投じた必要費、 有益費等の費用並びに本件土地にかかる公租公課は、これを甲に請求し ない。
 - (3) 甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。
 - (4) 乙に損害があっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第16条 第11条の定めにより本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。なお、乙に損害があっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。

(原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第15条の定めにより買戻権を行使したとき又は第11条の

定めにより本契約を解除したときは、甲の指示する期日までに、乙の負担において本件土地を原状に回復し、本件土地受領後に生じた果実と合わせて、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

- 2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲は原状回復にかかる費 用を乙に請求することができる。
- 3 乙は、第1項の定めにより本件土地を甲に返還するときは、甲の指示する 期日までに、甲の指示する本件土地の所有権移転登記に必要な書類を甲に提 出しなければならない。

(返還金)

- 第18条 甲が、第11条の定めにより本契約を解除した場合、甲と乙は、互い に有する金銭債権を対当額について相殺し、差額がある場合はその差額に ついて返還し、又は請求する。甲が乙に対して相殺の意思表示を行う場合、 甲は、相殺の順序を指定することができる。
- 2 甲は、前項の定めにより乙に対する返還金があるときは、これに利息を付さない。

(費用等の請求権の放棄)

第19条 乙は、甲が第11条の定めにより本契約を解除した場合において、乙 が本契約締結のために支出した費用及び本件土地に投じた必要費、有益費 等の費用並びに本件土地に係る公租公課は、これを甲に請求しない。

(越境の処理)

第20条 乙は、本件土地に係る越境物の処理について、甲に対して関与を求めず、いかなる請求も行うことができない。

(費用負担)

第21条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同施行令(昭和22年政令第16号)、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)、同施行令(昭和27年政令第403号)及び大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪

市水道事業管理規程第7号)等を含めた不動産取引に関連する諸法令に従うものとし、その他は甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のう え、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

氏 名 大阪市

代表者 大阪市水道局長 坂本 篤則 印

印

乙 住 所

氏 名 (落札者名)

(売買土地の表示)

所 在	地番	地目	地積
大阪市鶴見区横堤4丁目	67番 2	雑種地	m² 9762 12